

躍動



発行責任者 / 小林 政 仁
発 行 日 / 2024 年 10 月 1 日



社報タイトル「躍動」は社内で
掲げる2024年の標語です。

No. 220

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

11月の税務



● 11月11日

1. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

● 11月15日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

● 12月 2日

3. 所得税の予定納税額の納付（第2期分）

4. 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

5. 9月決算法人の確定申告

〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉

6. 3月, 6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

〈消費税及び地方消費税〉

7. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告

〈消費税及び地方消費税〉

8. 3月決算法人の中間申告

〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）

9. 消費税の年税額が400万円超の3月, 6月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉

10. 消費税の年税額が4,800万円超の8月, 9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2か月分）〈消費税及び地方消費税〉

● 11月中において市町村の条例で定める日

11. 個人事業税の納付（第2期分）

※デスクマット等に挟んでご利用ください。



<税務マメ知識>

電子取引データ保存のよくある誤解

長谷川 寛

Q データで受け取った領収書等を印刷することは禁止されている！？

A 電子取引データ保存に関する各要件を満たし適切にデータを保存していれば、取引情報を管理するために書面に出し、データの喪失に備えて念のため書面に出力したものを併せて保存しておくことは、禁止されていません。

Q 電子取引データ保存の要件を満たしていないことが発覚すると、即刻、青色申告が取り消される！？

A 保存要件を満たしていない場合は青色申告の承認の取消対象となり得ますが、承認取り消しは保存要件違反があったことをもって直ちに必ず行われるものではありません。

承認取消しには一定の基準となる指針があり、例えば調査の際に帳簿書類を提示しないことなどが挙げられます。そして、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうかなどを検討した上で、取消しが行われます。

電子取引データ保存は、申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある事業者を対象とするため、基本的に全ての事業者が対象となります。制度内容をしっかりと理解し、自社に合わせた対応を行うことが肝要です。



季節の変わり目

越塚 久仁子

暑さもやわらぎ、秋を感じるようになりました。

「季節の変わり目」と言われる時期は、昼と夜の気温差や月平均気温の寒暖差が大きくなる時期のことだそうです。具体的には3～4月、6～7月、9～11月頃とされています。

季節の変わり目に体調を崩す原因はこの寒暖差にあり、自律神経の乱れを生じさせ体に様々な不調を引き起こすと言われています。

夏から秋にかけて季節が変わる時は、それまでの疲労が蓄積されて、夏バテの症状で体調を崩すことも多いようです。

他にも、秋口は急に空気が乾燥し始めるため、のどを痛めてしまい、そこから風邪をひいてしまうこともあります。体が新しい季節の気温や湿度に慣れるまでは、体調の変化に十分注意し、自律神経に負担をかけないよう、規則正しい生活をぜひ心がけてみてください。



先月、弊社会長の小林政氏が喜寿を迎えました。ささやかながら、職員一同よりお祝いの品を贈呈しました。

